

ふくしの森・東吾野

令和3年度定期総会

日 時 令和3年5月16日（日）午前10時

場 所 東吾野地区行政センター（東吾野公民館）集会室

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

令和3年度 ふくしの森・東吾野 定期総会 次第

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

日時：令和3年5月16日(日) 午前10時

会場：東吾野地区行政センター(東吾野公民館) 集会室

1 開会

2 あいさつ

3 祝辞・来賓紹介

4 議長の選出

5 議事

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和2年度収入支出決算報告について

監査報告

議案第3号 役員改選(案)の承認について

議案第4号 令和3年度事業計画(案)について

議案第5号 令和3年度収入支出予算(案)について

6 各地区の状況報告

7 その他

8 閉会

令和2年度 ふくしの森・東吾野 事業報告

1 会議等

① 総会 0回

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面評決にて決議

② 地区対策協議委員会 0回

③ 幹事会 3回

④ 協力委員会 合計 3回

(白子地区0回、平戸地区0回、虎秀地区1回、井上地区0回、長沢地区2回)

2 実施事業(各地区)

白子地区協力委員会

① 地域の見回り活動

内 容 個人またはグループで実施。

② 地域支え合い活動

件 数 8件

内 容 畑の草刈り、植木の手入れ等

平戸地区協力委員会

① 地域の見回り活動

内 容 奥武蔵小学校児童のバス停への見守り。

② 地域支え合い活動

件 数 27件(生活支援活動(ゴミ出し):26件、草刈り等:1件)

内 容 高齢者や1人暮らし家庭の畑やその付近の草刈り、ゴミ出し。

③ その他の活動

活 動 名 むーまワクワク体操(上平戸自治会館12回)

内 容 上記体操を実施し、延べ約100名が参加。

虎秀地区協力委員会

① 地域の見回り活動

内 容 奥武蔵小学校児童のバス停への見守り及び散歩者による地域の
見守り、高齢者への声掛け

② 地域支え合い活動

件 数 2件

内 容 虎秀谷津の草刈り、東屋等休憩所の草刈り、草取り実施。

③ その他の活動

活 動 名 むーまワクワク体操(東吾野地区行政センター24回)

内 容 上記体操を実施し、延べ約240名が参加。

活 動 名 西川みんなの昼市の開催(毎月第3日曜日)

内 容 地元野菜、手作りジャム、日曜雑貨、パン、汁物、コロッケ、
だんご、かき氷等の販売、飲食スペースとコミュニケーション
の場の提供。

井上地区協力委員会

①地域の見回り活動

内 容 奥武蔵小学校児童のバス停への見守り及び近隣住民同士での見守りと国道ではワンワンパトロールを実施。

②地域支え合い活動

件 数 25件

内 容 地区内高齢者宅の草刈り、庭木の手入れ、梅林の剪定等を実施。

長沢地区協力委員会

①地域の見回り活動

内 容 奥武蔵小学校児童のバス停への見守り及び歩行者への声かけを実施。また、1人住まいの方を対象に見回りを実施。

②その他の活動

活 動 名 むーまワクワク体操（長沢文化会館4回）

内 容 上記体操を実施し、延べ約60名が参加。

3 実施事業（東吾野地区全体）

主催事業

①「移動販売」

内 容 商品提供及び見守りを目的に地区内巡回を実施。（原則月2回）

【移動販売実施日程等】

日程	利用者数	協力員数	関係機関からの 協力者数	販売員数
令和 2年 4月 3日（金）	42名	6名	3名	9名
4月17日（金）	57名	5名	3名	8名
5月 1日（金）	53名	7名	1名	8名
5月15日（金）	44名	7名	7名	14名
6月 5日（金）	46名	5名	1名	6名
7月 3日（金）	40名	5名	2名	7名
8月 7日（金）	47名	6名	2名	8名
8月21日（金）	31名	5名	1名	6名
9月 4日（金）	40名	5名	1名	6名
9月18日（金）	34名	5名	1名	6名
10月 2日（金）	37名	6名	1名	7名
10月16日（金）	40名	6名	1名	7名
11月 6日（金）	41名	5名	1名	6名
11月20日（金）	37名	5名	1名	6名
12月 4日（金）	40名	5名	1名	6名
12月18日（金）	35名	5名	1名	6名
令和 3年 1月15日（金）	38名	5名	1名	6名
2月 5日（金）	38名	5名	1名	6名
2月19日（金）	38名	5名	1名	6名
3月 5日（金）	38名	6名	1名	7名
3月19日（金）	39名	6名	1名	7名
合計	855名			148名

【令和2年度移動販売実績】

(単位：円)

月	売上	精算	収入	費用弁償	残額
					564 (令和元年度繰越金)
令和2年 4月	199,290	183,471	15,819		16,383
5月	207,473	190,779	16,694		33,077
6月	103,750	97,872	5,878	29,250	9,705
7月	100,970	91,195	9,775		19,480
8月	180,805	179,563	1,242		20,722
9月	175,655	167,301	8,354	27,300	1,776
10月	171,090	159,418	11,672		13,448
11月	199,550	188,104	11,446		24,894
12月	179,605	167,387	12,218		37,112
令和3年 1月	83,540	80,058	3,482	32,700	7,894
2月	174,590	165,008	9,582		17,476
3月	197,340	178,270	19,070	27,800	8,746 (令和3年度へ繰越)
合計	1,973,658	1,848,426	125,232	117,050	
※協力委員による野菜販売の売上は除く					

※令和2年6・7月、令和3年1月は事情により月1回の販売。

③生活支援活動

- 内 容 市、社協と協働し、地域の実情に合わせた日常生活支援事業を実施した。
- 件 数 26件
- 内 容 ごみ出し支援

⑥広報紙「おらがんち」の発行（まちづくり推進委員会予算）

- 発行回数 1回
- 配布先 東吾野地区内全戸配布。

⑦地域活動支援事業（まちづくり推進委員会予算）

- 内 容 山間地域振興支援事業実施団体に財政的支援を実施。

⑧紙芝居の読み聞かせ（まちづくり推進委員会予算）

- 団体名 朗読「あめんぼ」
- 内 容 奥武蔵小学校生徒への読み聞かせ（放課後教室を1日実施）。
※紙芝居の作成は不実施。

※年度当初予定していた「②認知症予防講座等の開催」、「④お正月の餅つきをしよう（まちづくり推進委員会予算）」、「⑤ひな祭りの餅つきをしよう（まちづくり推進委員会予算）」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。

共催事業

①「協力委員研修会」

- ・ 下記研修に協力委員2名が参加し、幹事会にて情報共有を行った。
- 日 時 令和2年10月31日（土）、11月7日（土）、8日（日）
- 開催場所 総合福祉センター
- 内 容 はんのうふくしの森みらいカレッジ
～私たちが創るはんのうの“未来”～
（ふくしの森リーダー養成研修）
- 1日目 「はんのうふくしの森プランとこれからの地域福祉」
- 2日目 「みんなが主役の会議って？」
- 3日目 「市内の専門相談機関との交流&地域デザイン」

※年度当初予定していた「東吾野地区文化祭・ほっこり祭り」、「文化遺産講座」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

後援事業

※年度当初予定していた「敬老感謝の集い」、「東吾野地区体育祭」、「地域を歩こう（まちづくり推進委員会予算）」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

令和2年度ふくしの森・東吾野収入支出決算

【 収入の部 】

(単位：円)

項	目	予算額	収入済額	増▲減	付記
1.	補助金	890,000	702,000	▲188,000	
	1. 市社協補助金	390,000	202,000	▲188,000	・ふくしの地域づくり推進事業補助金 ※活動に対する補助金 (内訳) 一般会費還元補助 50,000円 赤い羽根共同募金定額補助 50,000円 ふくしの森プラン推進事業費補助 102,000円
	2. 市補助金	500,000	500,000	0	・飯能市地域福祉推進活動費補助金 100,000円 ※活動拠点の維持管理に対する補助金 ・まちづくり推進事業費補助金 400,000円
2.	寄付金	1,000	0	▲1,000	
	1. 寄付金	1,000	0	▲1,000	
3.	事業収入	1,000	0	▲1,000	
	1. 事業収入	1,000	0	▲1,000	
4.	雑収入	0	0	0	
	1. 雑収入	0	0	0	
5.	繰越金	48,000	48,964	964	
	1. 繰越金	48,000	48,964	964	・前年度繰越金
	合計	940,000	750,964	▲189,036	

【 支出の部 】

(単位：円)

項	目	予算額	支出済額	増▲減	付記
1.	会議費	10,000	15,054	▲5,054	
	1. 会議費	10,000	15,054	▲5,054	・幹事会、推進委員会、協力委員会のお茶代ほか
2.	事務費	112,000	100,000	12,000	
	1. 通信運搬費	4,000	0	4,000	
	2. 消耗品費	5,000	0	5,000	
	3. 備品購入費	103,000	100,000	3,000	・各地区施設の備品整備費
3.	事業費	713,000	350,300	362,700	
	1. ふれあいサロン活動費	88,000	0	88,000	
	2. 研修会費	20,000	2,000	18,000	・はんのうふくしの森みらいカレッジ参加費
	3. イベント活動費	100,000	0	100,000	
	4. 住民主体のサービス活動費	100,000	101,000	▲1,000	・帽子
	5. まちづくり推進事業費	405,000	247,300	157,700	・広報紙発行 62,700円 ・日用品の移動販売 59,600円 ・食文化の伝承 0円 ・紙芝居の作成支援費 0円 ・地域活動支援事業 100,000円 ・その他 25,000円
4.	損害保険料	95,000	87,650	7,350	
	1. 損害保険料	95,000	87,650	7,350	・ボランティア保険、サロン保険(令和3年度分)
5.	返還金	0	152,700	▲152,700	
	1. 返還金	0	152,700	▲152,700	・まちづくり推進事業費補助金返還金
6.	予備費	10,000	0	10,000	
	1. 予備費	10,000	0	10,000	
7.	その他	68	0	68	
	1. 利息	68	0	68	・利息
	合計	940,068	705,704	387,064	

収入合計 750,964円 支出合計 705,704円 差引残金 45,260円

上記のとおり提出いたします。

令和3年4月23日提出

ふくしの森・東吾野 代表 濱中 政雄

令和2年度 監査報告

令和2年度ふくしの森・東吾野の収入支出決算について監査を行ったところ、正確に執行されていることを認めます。

令和3年4月7日

監事 小作 保雄 

監事 中村 幸子 

幹事会名簿

(任期：令和5年3月31日まで)

地区	氏名	
白子地区	蘭 幕 正	久 保 田 和 男
	梨 本 澄 江	棚 倉 よ し 子
平戸地区	町 田 千 春	小 池 輝 明
	吉 田 道 子	大 野 ま り 子
	小 作 保 雄	パタソンひとみ
虎秀地区	細 川 常 男	加 藤 直
	横 尾 静 男	浅 見 初 枝
井上地区	濱 中 政 雄	井 上 準 一
	杉 山 は つ 江	寺 澤 正 子
	谷 澤 真 一	
長沢地区	中 村 順 司	行 平 晃
	行 平 喜 義	栗 原 典 夫

担当委員会

地区対策協議委員会

担当者：濱中政雄、蘭幕正、町田千春、細川常男、井上準一、中村順司、行平晃、町田昇

まちづくり推進委員会

担当者：

会 計：

広報委員会

担当者：

生活支援協力委員会

担当者：濱中政雄、石田安良、石田シズエ、石田久江、大川戸恒治、大川戸富喜江、都築悦子、
蘭幕正、蘭幕恭子、町田千春、町田昇、春山務、町田政之、小作保雄、吉田道子、
パタソンひとみ、大野文雄、細川常男、井上喜市、井上多喜子、杉山はつ江、寺澤正子、
濱中正代、中村順司、大野ふさ子

役員名簿

(任期：令和5年3月31日まで)

役職	氏名	地区・所属
代表	濱 中 政 雄	井上
副代表	蘭 幕 正	白子
副代表兼事務局長	町 田 千 春	平戸
副代表	細 川 常 男	虎秀
副代表	井 上 準 一	井上
副代表	中 村 順 司	長沢
副代表	行 平 晃	長沢
副代表	町 田 昇	自治会連合会 東吾野支部 支部長
庶務会計	杉 山 は つ 江	井上
庶務会計	加 藤 直	虎秀
監 事	小 作 保 雄	平戸
監 事	浅 見 初 枝	虎秀

令和3年度 ふくしの森・東吾野 事業計画（案）

1 会議等

- | | | |
|---------|-------|-------------|
| ① 定期総会 | 年 1 回 | |
| 日 時 | | |
| 開催場所 | | |
| ② 推進連絡会 | 随時開催 | |
| ③ 幹事会 | 随時開催 | |
| ④ 各委員会 | 随時開催 | |
| ⑤ 協力委員会 | 随時開催 | ※各地区で開催します。 |

2 実施事業（各地区）

白子地区協力委員会

① 協力委員会の開催

開催回数 8回

内 容 ふれあいサロン及びほっこり祭りの計画準備。

② 地域の見回り活動

内 容 個人またはグループにて、不定期に実施。土、日曜日は単身者へ声かけを実施。

③ 地域支え合い活動

内 容 畑の草刈、植木の手入等。

④ ふれあいサロン活動

開催回数 4回

開催場所 上白子自治会館及び下白子自治会館

内 容 体操、お話、会食、夏祭り、懇親、奥武蔵小学校児童との交流、作品展示等。

⑤ その他の活動

活動名 健康づくり体操（むーまワクワク体操）

内 容 毎月曜日を決めて実施したい。

平戸地区協力委員会

①協力委員会の開催

開催回数 6回

内 容 ふれあいサロン、ほっこり祭り、打合せ等。

②地域の見回り活動

内 容 奥武蔵小学校児童のバス停への見守り。高齢者等の支援が必要な方の見守り等を実施。

③地域の支え合い活動

内 容 生活支援活動（掃除・洗濯・ゴミ出し）、草刈り等の活動

④ふれあいサロン活動

開催回数 4回

開催場所 未定

内 容 未定

⑤その他の活動

活 動 名 むーまワクワク体操（上平戸自治会館12回）

虎秀地区協力委員会

①協力委員会の開催

開催回数 未定

内 容 適宜、ふれあいサロン、ほっこり祭り、西川みんなの昼市等について打合せ。

②地域の見回り活動

内 容 散歩を兼ねた地域の見守り、高齢者・単身者への声かけ。また、奥武蔵小学校児童のバス停への見守り。

③地域の支え合い活動

内 容 草刈り等の地域整備。

④ふれあいサロン活動

開催回数 未定

開催場所 福德寺

内 容 軽食、茶話会等。

⑤その他の活動

活 動 名 西川みんなの昼市への協力継続（毎月第3日曜日）

内 容 地域住民による気軽なコミュニケーションの場づくり。

井上地区協力委員会

①協力委員会の開催

開催回数 未定

内 容 ふれあいサロン、ほっこり祭り等の打合せ。

②地域の見回り活動

内 容 奥武蔵小学校児童のバス停への見守り及び近隣住民同士で静かな見守りと国道ではワンワンパトロールを実施。

③地域の支え合い活動

内 容 地区内高齢者宅の草刈り、庭木の手入れ及び要望に応じて適宜対応。

④ふれあいサロン活動

開催回数 未定

開催場所 下平自治会館、興徳寺、たいら栗園

内 容 大杉住職による講話、茶話会等。

⑤その他の活動

活動名 健康づくり体操教室（むーまワクワク体操）

長沢地区協力委員会

①協力委員会の開催

開催回数 2回

内 容 年間行事予定協議、ふれあいサロン、ほっこり祭り等の準備及びイベント内容の検討等。

②地域の見回り活動

内 容 奥武蔵小学校児童及び高齢者の見守り。散歩に合わせて地域の方々に見守りの依頼を実施。

③地域の支え合い活動

内 容 隣どうしのあいさつ、静かな見守りを実施。

④ふれあいサロン活動

開催回数 未定

開催場所 地区内各所

内 容 お話しを通して交流を図る。他検討中。

⑤その他の活動

(1) 活動名 長沢いも煮会

内 容 地域の交流の場として開催予定。

(2) 活動名 健康づくり体操（むーまワクワク体操）

内 容 7年連続行っているこの活動を維持する。

毎回15～20名程（吾野の方も含む）参加している。

※いずれの地区の活動についても、新型コロナウイルス感染症の状況によって実施可否を判断する。

3 実施事業（東吾野地区全体）

主催事業

①「協力委員研修会」

目 的 協力委員のスキルアップを目的に実施。

②「ほっこり祭り～ふくしの森・東吾野～」

目 的 地域住民の交流を目的に実施。

開催日（予定） 令和3年秋頃

③移動販売

目 的 商品提供及び地区内の見回りを目的に地区内巡回を実施。

④生活支援活動

内 容 生活支援協力委員会が市、社協と協働し、地域の実情に合わせた日常生活支援事業を実施する。多くの方に参加いただき、安心して幸せに暮らせる生活支援協力委員体制を構築することを目標とする。

⑤広報紙「おらがんち」の発行（まちづくり推進委員会予算）

発行回数 2回

配布先 東吾野地区内

⑥食文化の伝承（まちづくり推進委員会予算）

目 的 地域住民の交流を目的に餅つき大会等を実施。

開催回数 2回（予定）

開催日 12月中旬・2月下旬

⑦紙芝居作成（まちづくり推進委員会予算）

目 的 地域の歴史の伝承及び地域資源の把握を目的に実施。

⑧地域活動支援事業（まちづくり推進委員会予算）

内 容 山間地域振興計画支援事業実施団体に財政的支援を実施。

⑨認知症予防講座等の開催

内 容 認知症の予防を目的に講座等を開催。

正しい知識を習得し、認知症予防に役立つ生活習慣を実践できるような自己啓発の機会とする。

※いずれの活動についても、新型コロナウイルス感染症の状況によって実施可否を判断する。

共催事業

① 地域を歩こう（まちづくり推進委員会予算）

内 容 地区の内外から参加者を募り地域内の名所を見学するなど、東吾野地区における交流の拡大と、地区内で継承されている伝統文化への理解を深める機会とする。

② 文化遺産講座、地域の文化遺産シリーズ

内 容 各地域の文化的な資源について講演、視察を行うことにより文化意識を高め、見聞を広める。

※共催団体の実施状況による。

後援事業

① 「敬老感謝の集い」

開 催 日 令和3年9月
開催場所 東吾野地区行政センター
内 容 来場者に向けての豚汁提供
主 催 自治会連合会東吾野支部

② 「東吾野地区体育祭」

開 催 日 令和3年9月
開催場所 奥武蔵小学校（予定）
内 容 来場者に向けての豚汁提供
主 催 東吾野体育協会

※後援団体の実施状況による。

4 その他

各地区の課題の情報収集を行う。必要に応じて具体的な対応策を検討し、市及び社協と協働して事業を実施。

令和3年度ふくしの森・東吾野収入支出予算（案）

【 収入の部 】

（単位：円）

項	目	本年度予算額	前年度予算額	増▲減	付 記
1.	補助金	890,000	890,000	0	
	1. 市社協補助金	390,000	390,000	0	・ふくしの地域づくり推進事業補助金 (内訳) 一般会費還元補助 50,000円 赤い羽根共同募金定額補助 50,000円 ふくしの森プラン推進事業費補助 290,000円
	2. 市補助金	500,000	500,000	0	・飯能市地域福祉推進活動費補助金 100,000円 ※活動拠点の維持管理に対する補助金 ・まちづくり推進事業費補助金 400,000円
2.	寄付金	1,000	1,000	0	
	1. 寄付金	1,000	1,000	0	
3.	事業収入	1,000	1,000	0	
	1. 事業収入	1,000	1,000	0	
4.	雑収入	0	0	0	
	1. 雑収入	0	0	0	・預金利息等
5.	繰越金	45,000	48,000	▲3,000	
	1. 繰越金	45,000	48,000	▲3,000	・前年度繰越金
	合 計	937,000	940,000	▲3,000	

【 支出の部 】

（単位：円）

項	目	本年度予算額	前年度予算額	増▲減	付 記
1.	会議費	10,000	10,000	0	
	1. 会議費	10,000	10,000	0	・幹事会、推進委員会、協力委員会のお茶代ほか
2.	事務費	112,000	112,000	0	
	1. 通信運搬費	4,000	4,000	0	・切手代ほか
	2. 消耗品費	5,000	5,000	0	・封筒、用紙代ほか
	3. 備品購入費	103,000	103,000	0	・各地区施設の備品整備費
3.	事業費	713,000	713,000	0	
	1. ふれあいサロン活動費	88,000	88,000	0	・地区ふれあいサロン活動 白子、平戸、井上 4回 × 4,000円 × 3地区 = 48,000円 虎秀 2回 × 4,000円 = 8,000円 長沢 16回 × 2,000円 = 32,000円
	2. 研修会費	20,000	20,000	0	・講師謝礼
	3. イベント活動費	100,000	100,000	0	・ほっこりまつり
	4. 住民主体のサービス活動費	100,000	100,000	0	・Tシャツ等
	5. まちづくり推進事業費	405,000	405,000	0	・広報紙発行 140,000円 ・日用品の移動販売 50,000円 ・食文化の伝承 60,000円 ・紙芝居の作成支援費 20,000円 ・地域活動支援費 100,000円 ・その他事業 35,000円
4.	損害保険料	95,000	95,000	0	
	1. 損害保険料	95,000	95,000	0	・ボランティア保険、サロン保険、福祉サービス総合補償（令和4年度分）
5.	予備費	7,000	10,000	▲3,000	
	1. 予備費	7,000	10,000	▲3,000	
	合 計	937,000	940,000	▲3,000	

収入合計 937,000円 支出合計 937,000円 差引残金 0円

上記のとおり提出いたします。

令和3年4月23日提出

ふくしの森・東吾野 代表 濱中 政雄

ふくしの森・東吾野会則

(名称)

第1条 本会は、ふくしの森・東吾野（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、飯能市東吾野地区行政センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、住民相互の支えあいによる地域福祉（地域づくり）を推進することで、誰もが安心して楽しく暮らせる東吾野地区をつくることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条に定める目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 白子地区、平戸地区、虎秀地区、井上地区及び長沢地区それぞれの実状にあった活動
- (2) 東吾野地区全体の地域福祉（地域づくり）を推進するための活動
- (3) その他必要な活動

(組織)

第5条 本会は、幹事会、推進連絡会、協力委員会をもって組織する。

(幹事会)

第6条 本会に、幹事会を置く。本会は必要に応じて顧問を置くことができる。

2 幹事会は、各地区の協力委員会からそれぞれ若干名の代表者により構成する。次の役員及び委員会を置く。

(役員)

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 7名（自治会連合会東吾野支部支部長及び各地区協力委員会会長で構成する。また、長沢地区は会長及び協力委員1名で構成する。）
- (3) 事務局長 1名
- (4) 庶務会計 2名
- (5) 監事 2名

(委員会)

- (1) 地区対策協議委員会
 - (2) まちづくり推進委員会（上記役員とは別に会計2名を置く。）
 - (3) 広報委員会
 - (4) 生活支援協力委員会
- 3 幹事会は、次のことを行う。
- (1) 総会及び推進連絡会の議案についての協議
 - (2) その他必要な事項

- 4 幹事会は、代表が招集し、会議の議長となる。
- 5 委員会は、幹事会によって構成する。必要により推進委員をあてることができる。
- 6 委員会は、次のことを行う。
 - (1) 事業の検討及び実施
 - (2) その他必要な事項
- 7 委員会は代表が招集し、会議の議長となる。

(推進連絡会)

第7条 本会に、推進連絡会を置く。

- 2 推進連絡会は、各地区の協力委員会から選出された者で組織する。
- 3 推進連絡会は、次のことを行う。
 - (1) 本会の運営、活動等に関することについての協議
 - (2) 各地区の協力委員会間の連絡、調整等
- 4 推進連絡会は、代表が招集し、会議の議長となる。

(協力委員会)

第8条 本会に、第4条第1号の活動を行うため、白子地区、平戸地区、虎秀地区、井上地区及び長沢地区に協力委員会を置く。

- 2 協力委員会は、第3条に定める目的に賛同する団体及び個人（以下「協力委員」という。）をもって組織する。
- 3 第4条第1号の活動は、協力委員会が主体的に行うこととする。
- 4 協力委員会に必要な事項については、別に定める。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、幹事会の互選とし、総会において承認を得るものとする。

(役員役割)

第10条 役員役割は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を処理する。
- (4) 庶務会計は、本会の庶務及び会計事務を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は、業務について代表の諮問に応じ、意見の具申にあたる。また必要に応じて幹事会に出席することができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 推進連絡会
- (3) 幹事会
- (4) 各委員会
- (5) 協力委員会

(総会)

第13条 総会は、協力委員を対象とし、毎年1回開催する。ただし、代表が必要あると認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、代表が招集し、会議の議長となる。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決)

第14条 次の事項については、幹事会の協議を経て、総会の議決または承認を得るものとする。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 決算及び事業報告
- (3) 役員の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他代表が必要と認めた事項

(経費)

第15条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 補助金
- (2) 寄付金
- (3) 事業収入
- (4) 雑収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、推進連絡会に諮り、代表がこれを定める。

附 則

この会則は、平成25年3月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月14日から施行する。

ふくしの森・東吾野協力委員会 細則

(目的)

第1条 この細則は、ふくしの森・東吾野会則第8条第4項に基づき、協力委員会に関し必要な事項を定める。

(協力委員会の活動)

第2条 協力委員会は、ふくしの森・東吾野会則第4条に規定する活動のほか、次の活動を行う。

- (1) 個人及び各団体間の連絡及び調整
- (2) その他必要な活動

(役員)

第3条 協力委員会を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局 若干名
- (4) 会計 2名

2 役員は、協力委員の互選とし、定例会において承認を得るものとする。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員役割)

第4条 役員役割は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協力委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局は、協力委員会の庶務事務を処理する。
- (4) 会計は、協力委員会の会計事務を処理する。

(定例会)

第5条 協力委員会を円滑に運営するため、定例会を開催する。

2 定例会は、協力委員会の活動及び運営等について協議を行う。

3 定例会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(委任)

第6条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、定例会に諮り、会長がこれを定める。

附 則

この細則は、平成25年3月9日から施行する。